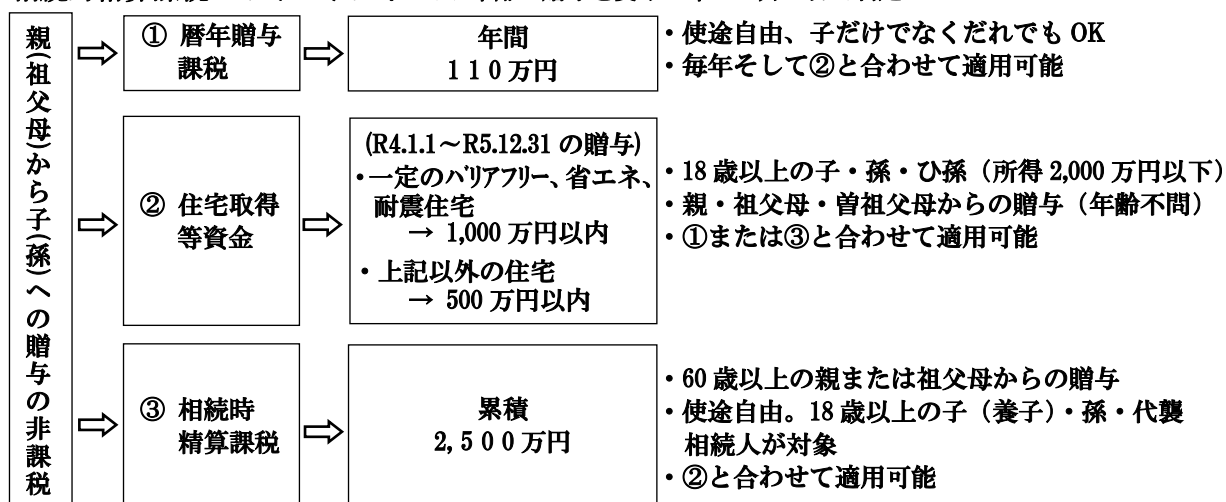


相続時精算課税とは？

Q 相続時精算課税は贈与税・相続税の節税になるのでしょうか？

A 贈与税は原則として財産（現金）110万円超を生前にもらった人にかかります。しかし、税務署に“相続時精算課税”の適用書類を、贈与を受けた翌年3月15日までに提出すれば、一定の要件のもとに子が親から多額の財産（2,500万円まで）をもらっても贈与税は無税となります。

▶ 相続時精算課税のポイントは？ ※ 年齢は贈与を受けた年の1月1日で判定



- ※ 1. 住宅取得等資金は親などが亡くなった場合でも相続税の計算上、遺産に加算されません。
 2. 相続時精算課税の適用を受けると、暦年贈与課税の適用は受けられません。
 3. 住宅資金の相続時精算課税は令和5年末までは親などの年齢は不問です。
 4. 上記の18歳以上の子などは、令和4年4月1日以後の贈与について適用されます。

▶ 相続時精算課税は節税できる？

非課税枠の「2,500万円」で、親から多額のお金を無税でもらえると思われるかもしれませんが、しかし、生前に財産を渡した人が亡くなったときに税金（相続税）を最終的に精算します。たとえば、親から今年に2,500万円もらった場合、今年には贈与税はかかりませんが、将来その親の相続のときにその2,500万円は親の遺産にプラスして相続税が計算されます。

▶ 相続税のかからない親の場合は？

このように原則として、この税制は相続税が節税できるわけではありません。しかし、相続税のかからない親の場合は、親から子どもに贈与税が無税で、生前に最高2,500万円の財産贈与、資金援助などができます。

それは、親に相続が起こって、子が生前贈与で取得した財産（2,500万円）をプラスしても親の遺産合計額が相続税の基礎控除額以下の場合、もともと相続税はかからないからです。

※ 相続税の基礎控除額 3,000万円+600万円×法定相続人の数

(ワンポイントアドバイス) 相続時精算課税は親（祖父母）の
相続のときに相続税が精算される！